

平成17年4月1日から

人材投資促進税制

(教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除)

が導入されました。

本税制は、従業員等の教育訓練に積極的に取り組む企業・個人事業者について、教育訓練費の一定割合を法人税・所得税から税額控除するものです。



人材投資促進税制の特徴

業種・規模を問わず全ての企業が対象

法人税・所得税から税額控除（増加額の25%）

中小企業には手厚い特例措置（総額の最大20%）

研修委託費・教材購入費など幅広い費用を対象に

目次

1 . 人材投資促進税制の基本制度	1
2 . 中小企業の特例制度	3
3 . 教育訓練の対象者(「使用人」)	5
4 . 対象となる教育訓練費の範囲	6
) 自社で教育訓練等を行う場合の費用	
) 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用	
) 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用	
5 . その他の留意点	13
6 . 教育訓練費の額の証明(添付書類等)	15

1. 人材投資促進税制の基本制度

本税制は、**教育訓練費用を、過去2事業年度の平均額より増加させた法人又は個人事業者が対象となります。**

対象となる法人等は、**増加額の25%**の税額控除を受けられます。

< 留意点 >

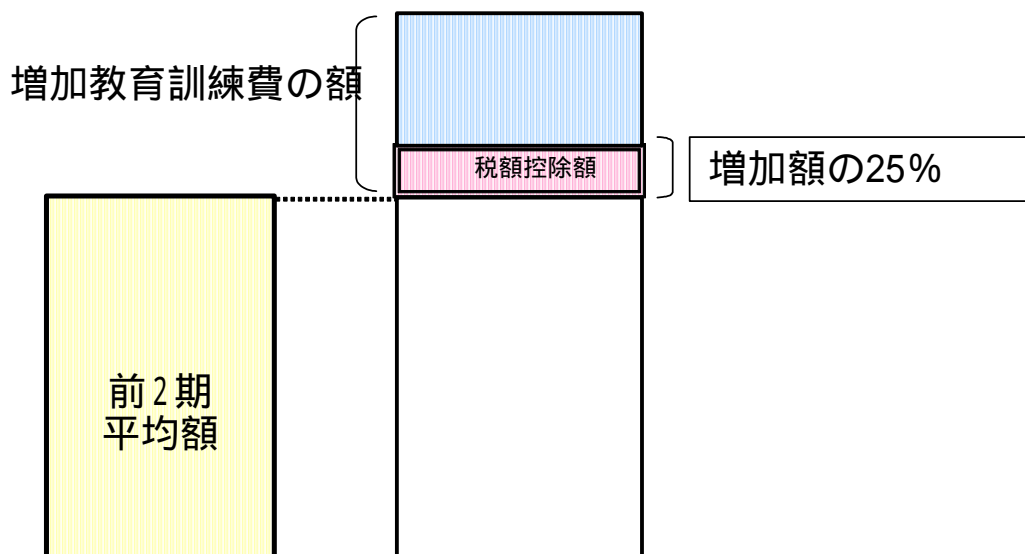
適用者は、青色申告書を提出する法人又は個人事業者です。

適用期間は、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始される事業年度となります(3年間の時限措置)。

個人事業者は、平成18・19・20年分の所得に係る申告において適用されます。

控除額は税額の10%が上限になります。なお、上限を超えた額については、翌年度に繰り越すことはできません。

< 基本制度 >



適用年度の前2事業年度の教育訓練費の平均額です。

適用年度の所得の金額上損金の額に算入される教育訓練費の合計額です。

(例) 大企業A社のケース

大企業A社では、教育訓練費を
前々期 5000万円
前期 7000万円
当期 1億円 を支出しました。
同社の当期法人税額は、2億円でした。

この場合…

適用年度の教育訓練費の額 1億円

比較教育訓練費の額(6,000万円) = (7,000万円 + 5,000万円) / 2

増加教育訓練費の額(4,000万円) = 1億円 - 6,000万円

税額控除額(1,000万円) = 上記 4000万円 × 25% (税額控除率)

税額控除限度額(2,000万円) = 2億円(法人税額) × 10%

の1,000万円は、限度額2,000万円を超えていないので、
1,000万円が控除額となります。

大企業A社は、
教育訓練費を4,000万円増加させることにより、
1,000万円の法人税が減額されます。



2. 中小企業者の特例措置

中小企業者の場合、基本制度(増加額の25%の税額控除)に代えて、教育訓練費の**総額**の一定割合(最大**20%**)を税額控除する制度を選択することができます。

特例制度における税額控除率は、

- 1) 増加割合が40%以上の場合、一律20%となりますが、
- 2) 増加割合が40%未満の場合、増加率の2分の1の率となります。

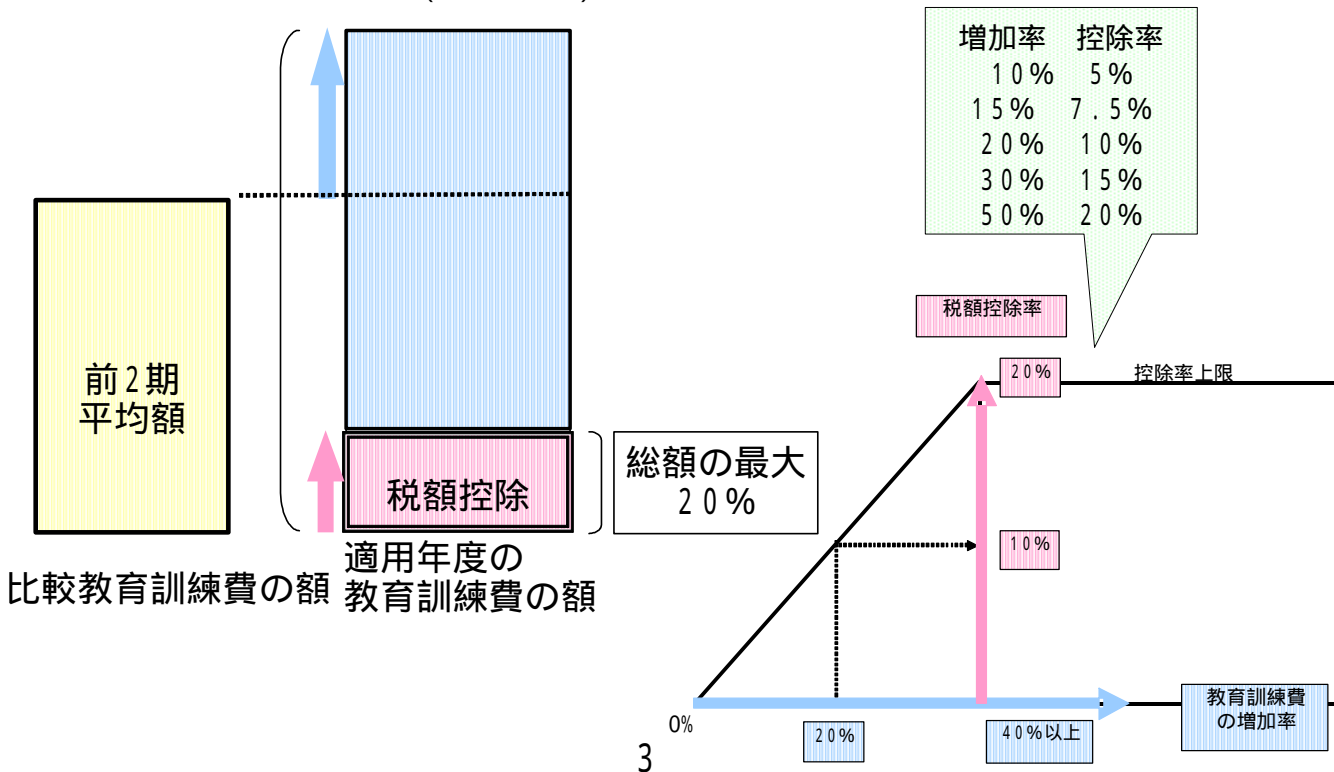
< 留意点 >

特例制度の適用者は、中小企業()又は農業協同組合等に該当する法人等です。適用期間、税額控除限度額は、基本制度と同様です。

中小企業とは次の()又は()にあてはまる法人等をいいます。

- () 資本又は出資の金額が1億円以下の法人(ただし、発行株式総数若しくは出資金額の1/2以上が同一の大企業(資本金1億円超の法人)又は発行株式総数若しくは出資金額の2/3以上が大企業の所有に属している法人を除く。)
- () 資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1000人以下の法人又は個人

< 中小企業の特例(選択制) >



(例) 中小企業B社のケース

中小企業B社では、教育訓練費を

前々期 650万円

前期 750万円

当期 1000万円 を支出しました。

同社の当期法人税額は、2500万円でした。

この場合…

適用年度の教育訓練費の額 1,000万円

比較教育訓練費の額(700万円) = (650万円 + 750万円) / 2

教育訓練費増加割合(42.8%) = (1000万円 - 700万円) / 700万円

税額控除額(200万円) = 上記 1000万円 × 20% (税額控除率)

増加割合が40%以上なので控除率は、最大の20%が適用されます。

(仮に、教育訓練増加割合が20%の場合は、増加割合が40%未満なので、
控除率は、20% × 0.5 = 10%となります。)

税額控除限度額(250万円) = 2500万円(法人税額) × 10%

の200万円は、限度額250万円を超えていないので、
200万円が控除額となります。

中小企業B社は、
教育訓練費を300万円増加させることにより、
200万円の法人税が減額されます。



地方税における取扱い

中小企業者においては、法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、当該制度において税額控除された後の額となるため、法人税の税額控除額の一定割合に相当する金額を納めなくてよいこととなります。

(1. 基本制度を選択した場合においても同様です。)

上記のケースにおいては、

200万円(税額控除額) × 20.7% (税率は東京23区の場合) = 41.2万円

中小企業者以外の法人については、この限りではありません。

3. 教育訓練の対象者(「使用人」)

本税制の適用にあたっては、

自社の使用人又は個人事業者のその事業に係る使用人

に対して行った教育訓練費が対象になります。

使用人とは、正社員、契約社員、パート・アルバイトその他対価を受け取ってその事業に使用される者です。

実は私も使用人なのでございます。



使用人

注意

以下の者は対象とならないので注意して下さい

- 1) 自社の **役員又は個人事業主**
- 2) 自社の **使用人兼務役員**
- 3) 役員又は個人事業主と **特殊な関係にある者**
(親族、 事実上婚姻関係と同様の事情にある者、 生計の支援を受けている者、 又は と生計を一にする親族)
- 4) 内定者等の **入社予定者**

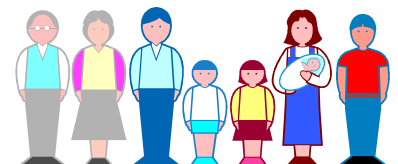
役員、個人事業主

役員又は個人事業主と
特殊な関係にある者

社長の息子や娘婿などは、使用人であっても対象外になるのだな。



特殊関係者



4. 対象となる教育訓練費の範囲

本税制の対象となる教育訓練費は、
使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用 であって、以下に示すものです。

自社で行う研修に係る費用

外部講師謝金等

外部の講師・指導員を招へいする費用

詳細は7P



外部施設等使用料

外部の施設、設備、器具等を賃借する費用

詳細は8P



教科書その他の教材費

教科書等の教材を購入又は開発委託する費用

詳細は9P、10P



研修プログラム等開発委託費

外部に研修内容等の作成を委託する費用

詳細は11P



他社が行う研修に係る費用

研修委託費

外部に委託して教育訓練等を行わせる費用

詳細は11P



外部研修参加費

外部が行う教育訓練等に参加させる費用

詳細は12P



注意

以下の費用は対象とならないので注意して下さい

人件費関連

交通費・旅費

減価償却費

など

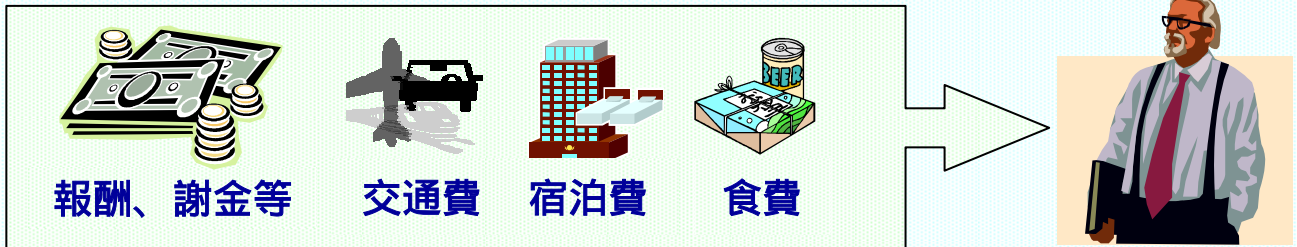
職務に必要といえない教育訓練の場合（福利厚生を目的とする場合など）

) 自社で教育訓練等を行う場合の費用

1. 外部講師謝金等

外部の講師又は指導員の招へいに要する費用

子会社、関連会社等の役員又は使用人も外部講師等の対象となります。



雇用契約ではなく、外部の専門家・技術者と指導契約等を結び継続的に講義・指導等を依頼する場合の費用も対象となります。



大学等の教授等による座学研修や専門知識の伝授などのほか、技術指導員等による技術・技能の現場指導などを行う場合も対象になります。

現場での技術指導員
なども対象



注意

教育訓練費の対象とならないもの

自社の役員又は使用人を、講師等として講義等を行わせた場合の費用(人件費(講師料、日当を含む。))

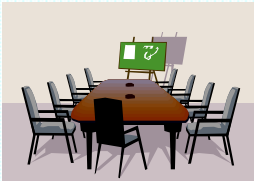
教育訓練等とは、教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものをいいます。(以下同じ)

2. 外部施設等使用料

外部の施設、設備その他の資産の賃借に要する費用(賃借料、使用料、利用料、借上料、レンタル料、リース料等)

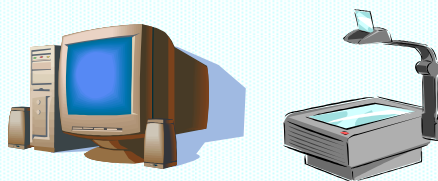
子会社、関連会社等が所有する施設等を賃借する場合も対象となります。

対象となる資産(主な例示)



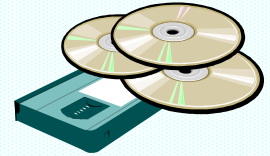
施設

(会議室、実習室等)



設備、器具・備品など

(パソコン、OHP、プロジェクター等)



教育訓練用コンテンツ
の使用料

(eラーニング等)

教育訓練等のために施設等を賃借する契約であれば、その契約期間に制約はありません。



施設等が普段は生産などの企業活動に用いられている場合でも、賃借する者が教育訓練等のために使用する場合は対象になります。

教育訓練費の対象とならないもの

注意

研修施設、訓練用設備等の取得に要する費用(減価償却費等)

自社が所有する施設等の使用に要する費用(光熱費、維持管理費等)

3. 教科書その他の教材費

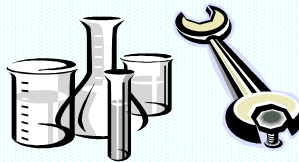
使用人の教育訓練等に用いる教科書、教材の購入費用や他の者に委託して教科書、教材を製作した場合に支払う費用

教材作成の際に生じる知的財産に係る費用(ライセンス料等)や監修料等の関連費用も対象になります。

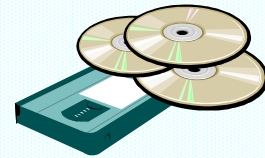
教科書



教材



教材には教育訓練用コンテンツも含まれます。



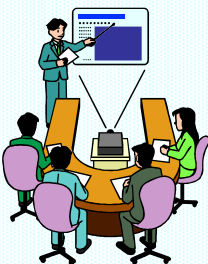
減価償却資産の場合は、使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のもので適用年度に損金算入したものが対象になります。



購入費
製作委託費

使用人の教育訓練等に直接用いるもの

研修、講習



実習



技術指導



eラーニング



教育訓練費の対象とならないもの

自社で教科書等を製作した場合の費用（人件費、材料購入費）等



教育担当部署が研修等の実施に際し、内部検討のために購入する参考図書等の費用



教科書等の原本等を自社で複写・印刷した場合の複写費、印刷費、用紙代等の経費等

独学用の教科書等

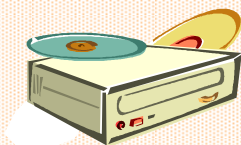


図書館、資料室用



研修等の教育行為が伴っていない使用人の自己訓練のために教科書等購入する場合の費用

教育訓練用のソフトウェアに係る費用



教育訓練用コンテンツとソフトウェアの製作を同時に委託した場合の費用で、ソフトウェアと一体不可分なものとして無形固定資産として資産計上する場合は対象外となるのだ。



)他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用

研修委託費

法人等が外部の教育機関など他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合に他の者に対して支払う費用(講師の person 費、教科書・教材費、施設使用料等の委託費用)が対象になります。

他の者とは、自社以外の者をいいます。(以下同じ)

例えば、

- 1) 事業として教育訓練を行っている外部教育機関(民間教育会社、公共職業訓練機関、商工会議所等)
- 2) 上記以外の一般企業

子会社、関連会社等のグループ企業の外部教育機関、一般企業も対象になります。

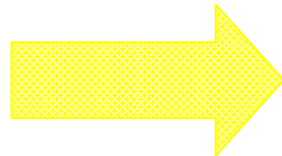


研修プログラム等作成委託費

教育訓練の実施は委託しないが、教育訓練等に関する計画又は内容の作成を外部の専門知識を有する者に委託する場合の費用も対象になります。



研修の**実施**を委託



研修プログラム等の**作成のみ**を委託

）他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用

外部研修参加費

法人等が外部の教育機関など他の者が行う講習会、研修講座、技術指導、国内外留学等にその使用人を参加させる場合に、他の者に対して支払う授業料、受講料等の費用が対象になります。



法人等が直接又は間接に（使用人を通じて）、外部の教育機関等に対して支払う費用が対象になります。

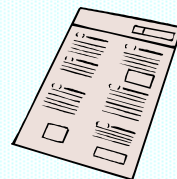
使用人が費用の一部を負担した場合は、その負担額を教育訓練費から控除します。（例えば、10万円の受講料のうち、使用人が5万円を自己負担した場合は、この自己負担分5万円を法人の教育訓練費の額から控除します。）

(例)

研修講座・研修セミナー
(受講料)

各種資格・検定試験
(受験手数料 1)

技術指導
(指導料)



講演会、講習会
(参加料)

国内外留学
(授業料 2)

通信教育
(受講料)

- 1 受験手数料は、教育訓練等の一環として資格・検定試験が行われる場合に対象となります。
- 2 国内外の大学院、専修学校等に留学させる場合に支払う授業料などの聴講に要する費用、教科書等の購入費は対象となりますが、所得税法上学資金等として給与となるものは除かれます。（所得税基本通達9-14、9-15、9-16参照）

注意

教育訓練費の対象とならないもの

留学期間中の使用人に支払う人件費、大学院等への寄付金、留学に要する旅費、保険料、住居費等。
使用人に対して支給する「報奨金」。

5. その他の留意点

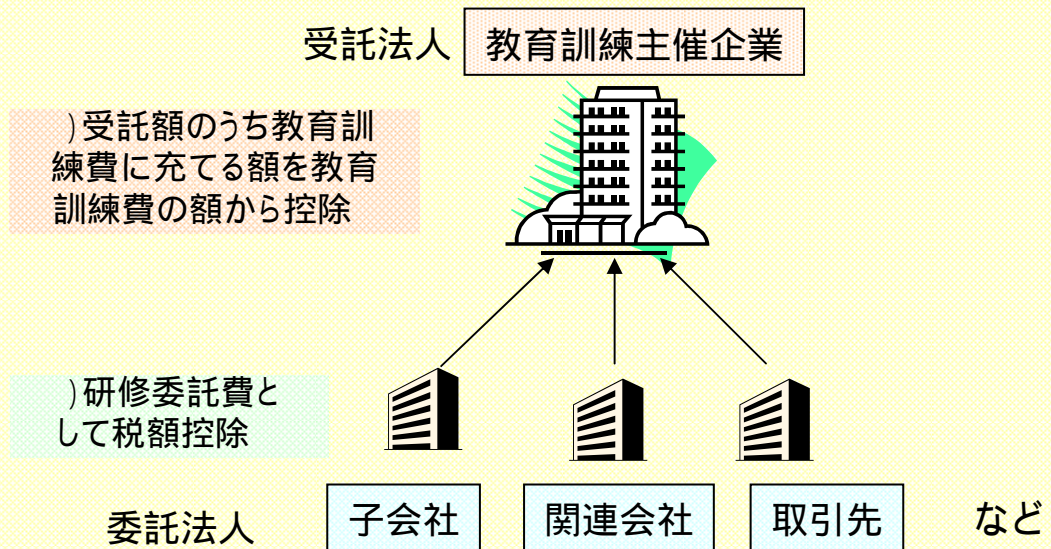
(1) 教育訓練費の額から控除する金額

他の者から支払いを受ける金額を本制度の対象となる教育訓練費に充てる場合は、その金額を教育訓練費の額から控除します。

自社の使用人に対する教育訓練等と同時に、他の者の教育訓練等を受託した場合に、その対価として受領する金額を教育訓練費の額から控除します。

(参考) 一方、委託法人においては、委託教育訓練費として支出した費用を当該教育訓練費の額として税額控除の対象とすることができます。

他の者：子会社、関連会社等のグループ企業、取引先等の一般企業など



国等から教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金を、本制度の対象となる教育訓練費に充てる場合は、その金額を教育訓練費の額から控除します。

(2) 本制度が適用されない事業年度

設立、解散の日を含む事業年度(合併による設立、解散を除く。)
清算中の各事業年度

(3) 比較教育訓練費の額の計算

事業年度の変更があった場合や、仮決算による中間申告を行う場合等、適用年度の月数と前2事業年度の月数が異なる場合は、次の計算により適用年度のベースに合わせた金額を教育訓練費の額として計算します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{その異なる事業年度の} \\ \text{教育訓練費の額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{適用年度} \\ \text{の月数} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{その異なる} \\ \text{事業年度の月数} \end{array}}$$

(月数は、暦に従って計算します。一カ月に満たない端数が生じたときは、これを一カ月として計算します。)

合併法人、分割法人、分割承継法人、現物出資法人、事後設立法人、被事後設立法人である場合の比較教育訓練費の額の計算については、租税特別措置法施行令第27条の12第5項から第10項までの規定を参照して下さい。

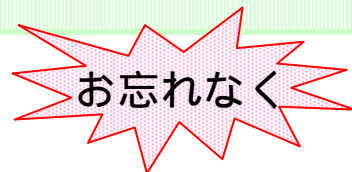


分割法人等の場合は、分割等による分割等される使用人の人数により按分した額を教育訓練費の額とします。

6. 教育訓練費の額の証明(添付書類等)

本制度の適用を受けようとする者は、確定申告書等に控除を受ける金額を記載し、かつ、当該金額の計算に関する明細書(法人税法施行規則別表6(23)または別表6(24))の添付が必要となります。

また、以下の必要事項を記載した書類(様式自由)を確定申告書等に添付して下さい。



確定申告書等に添付する書類

適用年度の教育訓練費の額、 比較教育訓練費の額(前2事業年度の教育訓練費の額)に関して、次の事項を記載した書類を添付します。

該当費用に係る教育訓練等を行った年月日(教育訓練を2日以上継続して行った場合には、その教育訓練等を行った期間)

教育訓練等の内容

教育訓練等に参加した使用人の氏名

該当費用の支出年月日、支出した内容及び金額、相手先の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
その他参考となるべき事項



添付書類の様式については、決められた様式はないので、上記の内容が記載されている書類であれば、研修を行う際に作成した書類を添付することも可能です。

それでは皆様、どうぞ本税制を活用して、
明日の日本を担う優秀な人材を育てて下さ
いますよう、よろしくお願い致します。



このパンフレットに関する問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産業人材担当参事官室

〒100 - 8901

東京都千代田区霞が関1 - 3 - 1

03 - 3501 - 2259 (直通)

ホームページ掲載先

http://www.meti.go.jp/policy/jinzai_seisaku/jinzaitoushi_zeisei.htm